

2021年9月15日

お客さま 各位

株式会社宮崎太陽銀行

「当行カードローン利用契約規定新設についてのお知らせ」

平素より当行カードローンをご利用いただき、ありがとうございます。
このたび「カードローン契約規定（当座貸越契約規定）」について下記の
規定を新設させていただきます。

記

1. 新設規定

- 借主が5年以上この貸越契約を利用しない状態が継続したときは、銀行はこの貸越契約を解約できるものとします。この場合、銀行は借主に対し書面にて通知するものとします。

2. 新設規定対象商品と新設条文番号

商品名	新設規定 条文番号	商品名	新設規定 条文番号
WITH	23条	財活カードローンそなえ	27条
with住まい	25条	太陽リースカードローン	22条
使い上手	22条または23条	九総信カードローン	18条
プレミアムカードローン	26条	新シンプルカードローン	25条
太陽パワーカードローン	23条	九総信新カードローン	25条
Tポイント×Taiyoパワーカードローン	23条	カードローン九総信型	23条
キャッシュフル	22条または28条	カードローンS	23条
Tポイント×キャッシュフル	23条	太陽スピードカードローン	22条
太陽カードローン	22条	いきいきカードローン	23条
キャンパスプラン	24条	太陽デュアルカードローン	22条
カードローンQ	26条	プレミアムカード	25条
カードローンプラス	25条		

3. 効力発生日

- 2021年12月15日（水）

4. 効力発生日以降について

- 2020年3月31日以前に上記対象カードローンをご契約されたお客さまで新設規定に該当し、かつ本通知日から効力発生日までにカードローンご利用のお申し出がない場合には、本通知をもって効力発生日以降順次ご契約を解約させていただきます。

(注) 今回の契約規定新設内容については2020年4月1日以降にカードローン契約されたお客様については既に契約書に記載されているため、2020年3月31日以前にカードローン契約されたお客様に対して新たに効力を生じるものです。

以上

本件に関するお問い合わせ先

リテール企画部 リテール企画グループ
担当：岩村・池水
TEL：0120-783-608（フリーダイヤル/平日9：00～17：00）